



# かまがや 消費生活 センターだより

〈平成 29 年 12 月発行〉

発行元

鎌ヶ谷市消費生活センター

TEL: 047-445-1246

※予約優先

## ■ 「お試し」のつもりが定期購入に！？

SNS上の広告で、お試し価格 500 円の健康食品を注文した。1 回限りと思っていたのに 2 回目が届いた。解約したいと思い、事業者に電話をかけたが繋がらない。

ダイエットサプリメントをお試し価格で購入した。体に合わなかったので解約を申し出たが、定期購入が条件と言われ、拒否された。

- ネット上の広告やホームページには「お試し価格〇〇円」「送料のみ」などの表示が強調されている一方で、定期購入が条件であることや期間内の解約ができないことが、他の情報より小さい文字で画面の最後に表示されていたり、注文画面とは別のページで表示されていることがあります。
- そのため、消費者は無料や安い費用で 1 回に限り購入できるとしており、定期購入とは認識しておらず、翌月以降商品が届き、初めて定期購入であることや、2 回目以降が通常価格になることに気づく場合が多くみられます。
- 事業者に電話を何度かけてもつながらず、事業者に解約を申し出ても拒否されたり、通常価格で請求されるケースが目立ちます。

### CHECK !!

注文する前に、以下のことについてよく確認し、慎重に判断しましょう。

- 契約内容や解約条件  
定期購入が条件になっていないか・期間の設定なく解約可能かなど
- 解約の申し出先や方法



## ■ 新聞の定期購読は途中でやめられるの？

訪問販売で 1 年間の新聞購読契約をしたが途中でやめたいと思い、担当者に「今月でやめたい」と伝えたら、「契約期間が残っているので解約できない」と言われた。途中でやめることはできないのか。

- 訪問販売で新聞の契約をした場合は、契約書面を受け取った日を含め、8 日間はクーリング・オフできますが、この期間を過ぎると、原則、契約者が一方的に解約することはできなくなります。しかし、不適切な契約が行われていた場合や考慮すべき事情（購読者の死亡・購読が困難になる病気や入院・転居など）がある場合は解約できることがあるので、消費生活センターにご相談ください。

### CHECK !!

長期間の契約や、申し込みをしてから数年先から始まる契約は避け、先の見通せる範囲で慎重に契約しましょう。



裏面は訪問購入と  
架空請求はがき

## ■ 訪問して買取りをする業者との契約は慎重に！

「不用品を買い取る」と電話があり、いらぬ洋服があるので来訪を承諾した。翌日、担当者が来たので洋服を出すと「使わない貴金属があれば出してほしい」と言われ、指輪など数点を見せたら「5千円で買い取る」と言われ、断り切れず承諾した。

その後、売ったことを後悔し、買い取り価格も安すぎると思い、お金は返すので品物を返してほしいと連絡したら「商品は別の業者に渡した」と言われた。



- 自宅で物品を買い取ってもらう訪問購入では、購入業者は突然訪問して勧誘することはできません。
- 購入業者が事前に電話等で連絡した場合でも、事前に承諾した以外の物品について売却を求めることはできません。
- 突然訪問してきた場合や、貴金属など当初と違う物品の売却を求められた場合は、きっぱり断りましょう。
- 訪問購入は書面を受け取った日を含め、8日間はクーリング・オフができます。この期間は購入業者に物品を引き渡さなくてもよいので、物品を引き渡さないことがトラブルを防ぐ一つの方法になります。

相談が多数  
寄せられて  
います!!

# 架空請求に ご注意ください!

公的機関のような  
名称を騙った  
ハガキに注意!



下記のようなハガキが届いた場合は**絶対に連絡しないで**ください!

### 総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(わ)392 **裁判取り下げ最終期日**を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 **平成29年10月03日**

法務省管轄支局 **民事訴訟管理センター**  
東京都千代田区霞が関3丁目1番7号  
取り下げ等のお問合せ窓口 03-  
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

正式な契約に基づく請求などは、何に対しての請求なのか具体的な内容の記載があります。

裁判や調停に関する書類がハガキで届くことはありません。

ハガキの着日に近い日付が記載されており、不安にさせ、電話させるのが狙いです。

他にも「国民訴訟通達センター」「国民訴訟告知管理センター」などと記載されている場合があります。

また、携帯電話のSMS(ショートメッセージサービス:電話番号で送受信できるメッセージサービス)に、有名サイトの名を騙り「有料動画の未納料金が発生しております」などとメールが届き、有料動画の未納料金の名目で金銭を支払わせようとする事業者に係る相談も多数寄せられています。

### CHECK!!

どちらの場合も、**絶対に連絡しないで**ください。

何かお困りの時は、お気軽に鎌ヶ谷市消費生活センターまでご相談ください。

**TEL:047-445-1246**

月曜日~金曜日  
10:00~12:00  
13:00~16:00

※土日祝日・年末年始  
閉庁日は除く

心配な時や連絡してしまった場合は、消費生活センターまでご相談ください。